

食料・農業・農村基本法 改正のポイント

令和 6 年11月
農林水産省
九州農政局

目 次

○ 改正のポイント

- ① 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に 2
- ② 「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に 9
- ③ 人口減少下における農業生産の方向性を明確化 10
- ④ 人口減少下における農村の地域コミュニティの維持を明確化 12

○ 食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方..... 13

- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・**農業生産基盤等の確保**のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した**価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

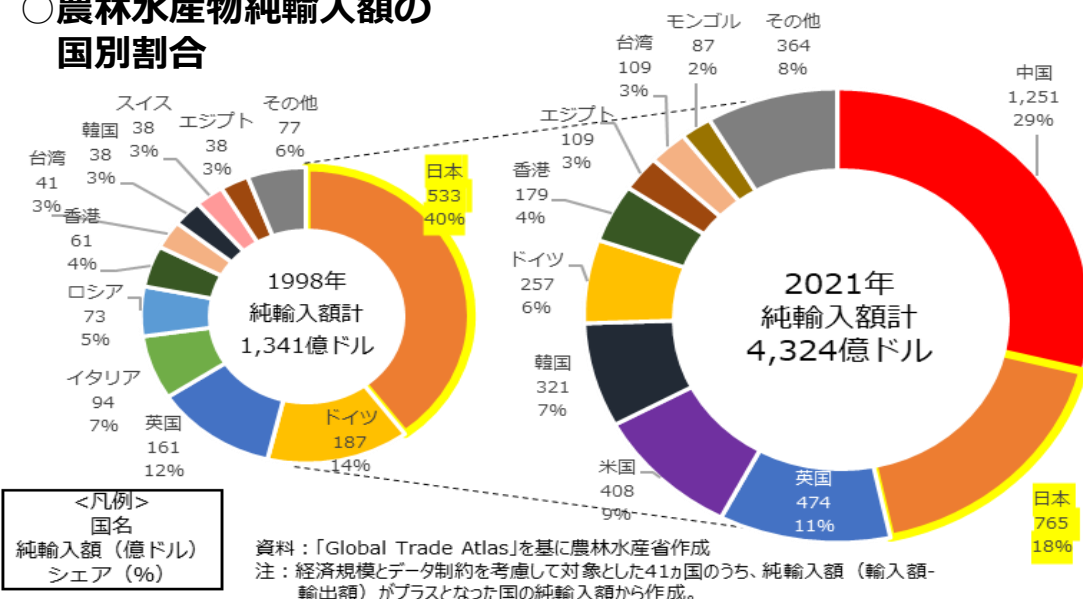
<世界の食料需給の不安定化による輸入リスクの増大>

- ・気候変動による食料生産の不安定化
- ・世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
- ・国際情勢の不安定化

<良質な食料を入手できない食品アクセス問題の増大>

- ・小売・スーパーの撤退
- ・高齢者を中心とした買い物の移動の不便さの増大
- ・貧困・格差の拡大

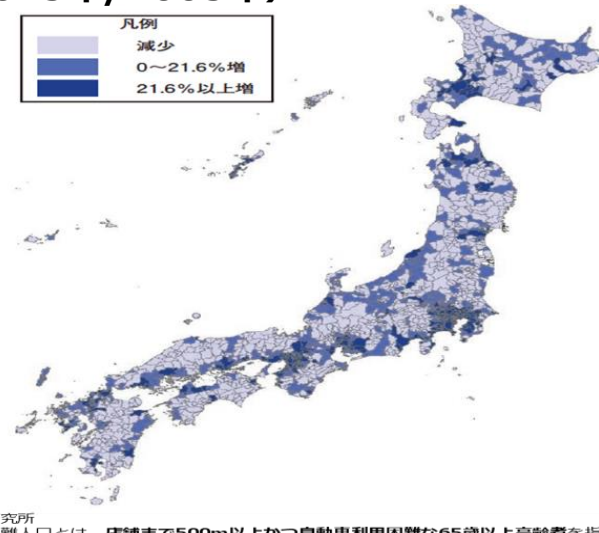
○農林水産物純輸入額の国別割合



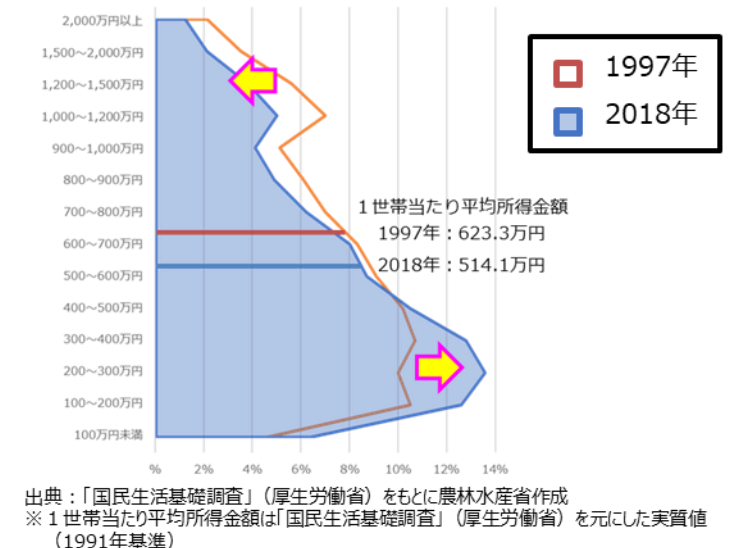
改正後の基本理念

- ・食料安全保障を基本理念の柱と位置付けた上で、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加え、**国民一人一人の入手の観点を含めたものとして、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれ入手できる状態」と定義**（第2条第1項）
- ・食料の安定的な供給については、**農業生産の増大を基本とし、安定的な輸入・備蓄の確保**について新たな位置付け（第2条第2項）
- ・食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の**食料の供給能力の確保が重要**である旨を位置付け（第2条第4項）

○アクセス困難人口増加率・市町村（2015年/2005年）



○所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



- ・国民一人一人の「食料安全保障」を柱として位置付け
- ・国内の農業生産の増大を基本とし、**安定的な輸入・備蓄**について新たな位置付け
- ・**農業生産基盤等の確保**のための**輸出の促進**を新たに位置付け
- ・合理的な費用を考慮した**価格形成**を新たに位置付け

25年間で明らかになった課題

＜人口減少に伴う国内市場の縮小＞

- ・生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度に減少
- ・加工食品の消費量も減少見込み
- ・これに応じた、**農業生産基盤、食品産業の事業基盤の縮小**

＜デフレ経済下で低価格が定着＞

- ・国内外における資材費、人件費等の**恒常的なコスト増を賄うことが困難**

改正後の基本理念

- ・国内への食料の供給に加え、**海外への輸出**を図ることで、**農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持**が図られなければならないことを規定（第2条第4項）

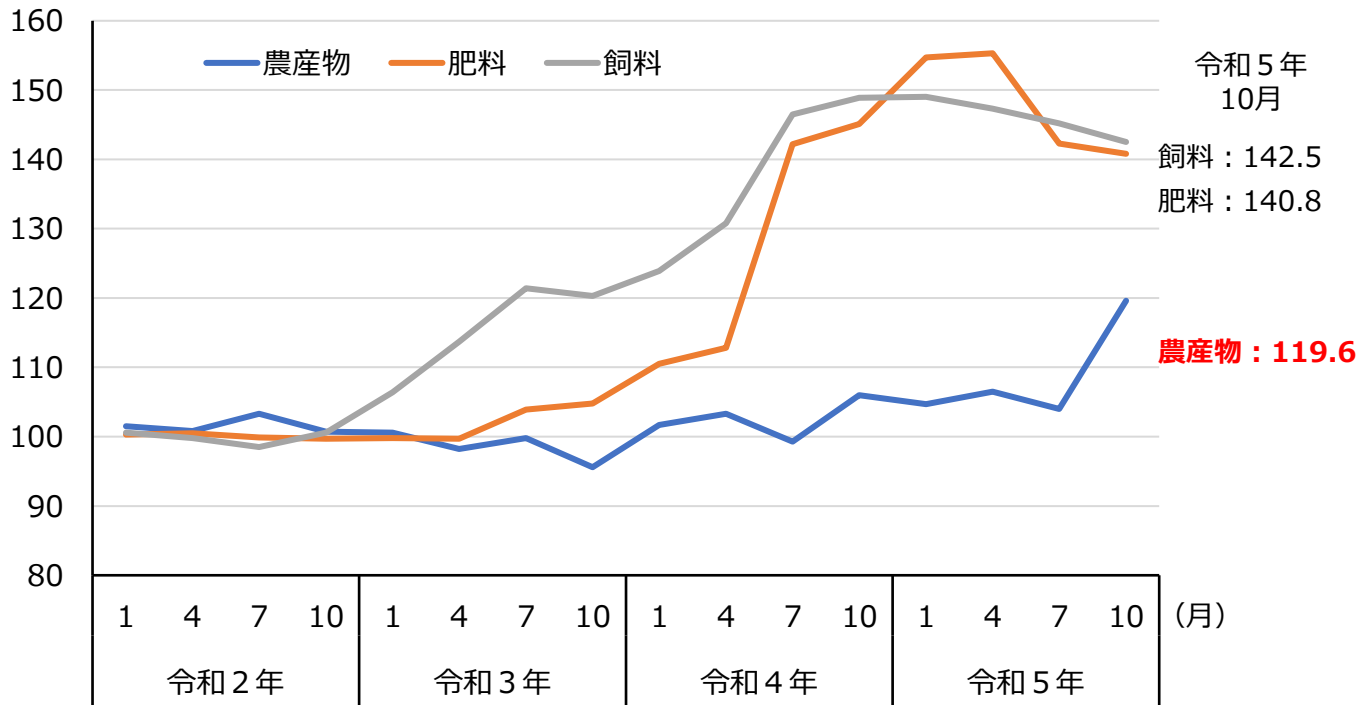
- ・**食料の価格形成**において、**食料システムの関係者**（農業者、食品事業者、消費者等）により、食料の持続的な供給に要する**合理的な費用が考慮される**ようにしなければならないことを規定（第2条第5項）

○国内市場の変化（食料支出総額（単位：％））

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
合 計	100	101	100	100	99	98
生鮮食品	100	97	91	85	80	75
加工食品	100	103	105	107	109	111
外 食	100	102	100	99	97	95

資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）

○農産物・農業生産資材（肥料、飼料）の物価指数の推移



資料：農業物価統計（令和2年=100）

食品アクセス

○第19条 食料の円滑な入手の確保（新設）

- ①食料の輸送手段の確保（物流拠点の整備、産地から消費地までの幹線物流対策、消費地における移動販売）
- ②食料の寄附促進の環境整備
（食料の寄附を通じたフードバンクやこども食堂等の取組について、地域の関係者が連携する体制づくりへの支援）

等

食品産業

○第20条 食品産業の健全な発展（拡充）

- ①持続可能な食料供給の促進（人権・環境、食ロス削減）
- ②海外における事業展開の促進

等

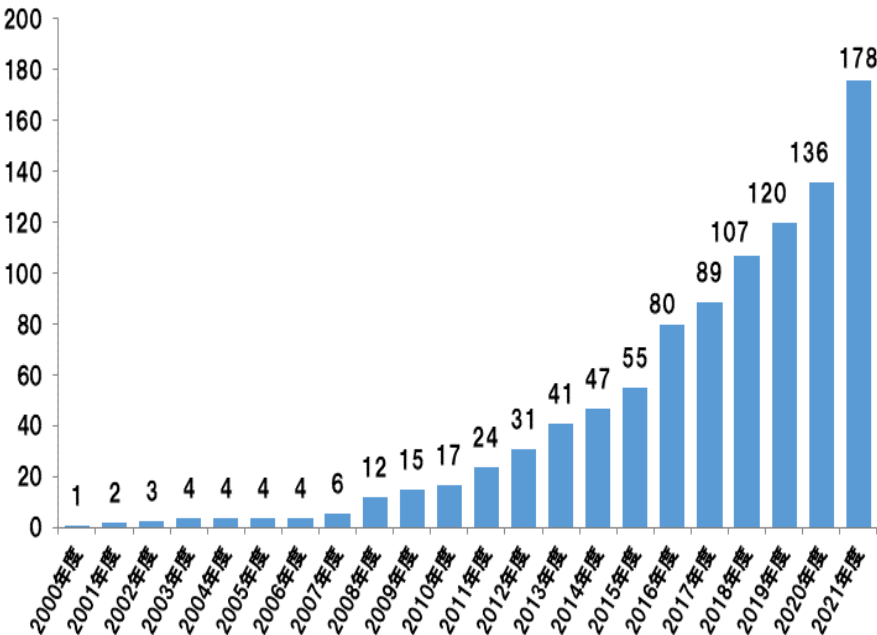
○食料アクセス困難人口の推計（2020年）

(千人、%)

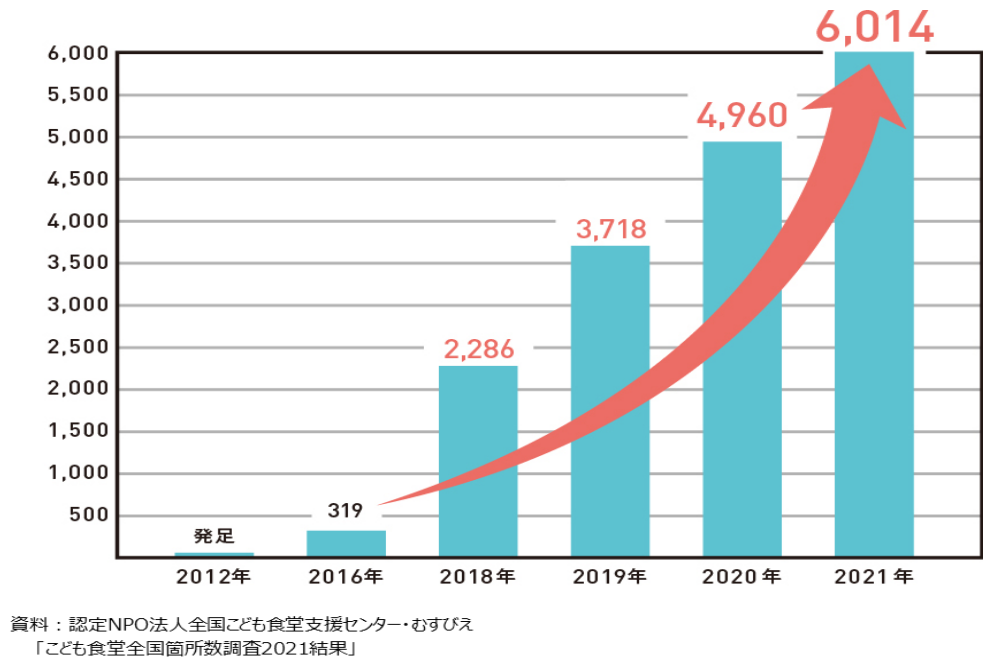
	食料品アクセス困難人口a				75歳以上 割合(b/a)
	65歳以上人口 に占める割合	うち75歳 以上b	75歳以上人口 に占める割合		
全国計	9,043	25.6	5,658	31.0	62.6
三大都市圏	4,141	24.2	2,499	28.2	60.3
東京圏	2,037	22.5	1,196	25.6	58.7
名古屋圏	787	26.4	500	32.5	63.6
大阪圏	1,317	26.0	802	30.3	60.9
地方圏	4,902	26.9	3,160	33.7	64.5

資料：農林水産政策研究所
注1) アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指す。
2) 「令和2年国勢調査メッシュ統計」および店舗の所在地が分かるデータ等を用いて推計したものである。
3) 店舗は、食肉、鮮魚、果実・野菜小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアである。
4) 東京圏は東京、埼玉、千葉、神奈川、名古屋圏は愛知、岐阜、三重、大阪圏は大阪、京都、兵庫、奈良である。
5) ラウンドのため合計が一致しない場合がある。

○国内のフードバンク団体数



○こども食堂数の推移



輸入の安定化

○第21条 農産物等の輸入に関する措置（拡充）

- ①国と民間との連携による輸入の相手国の多様化
- ②輸入の相手国への投資の促進（民間企業による主要な穀物生産国の集出荷施設や港湾施設に対する投資への支援）

等

輸出促進

○第22条 農産物の輸出の促進（新設）

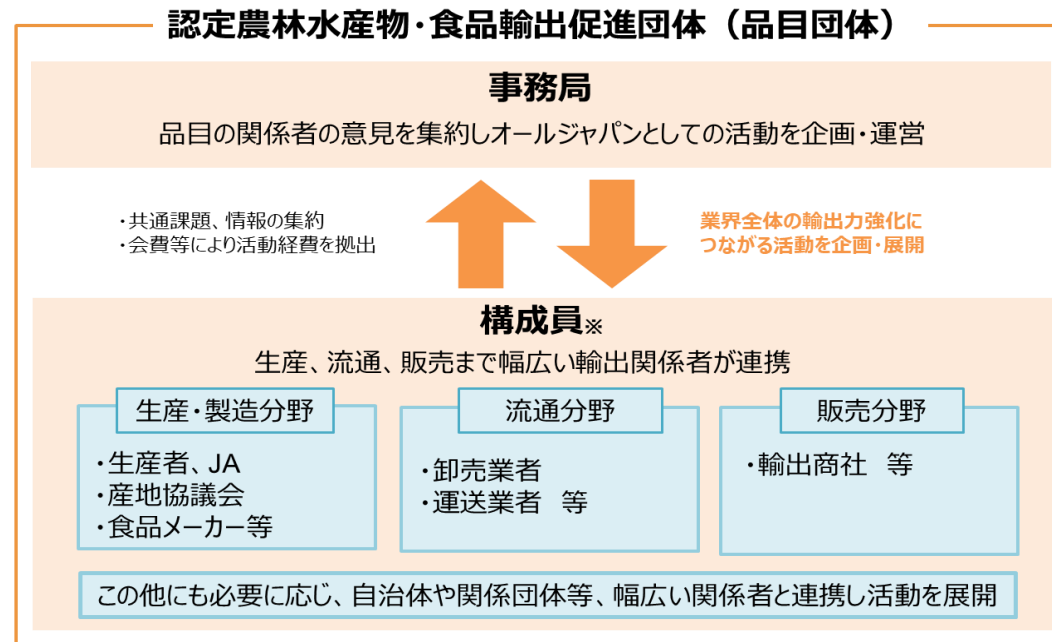
- ①輸出産地の育成
- ②輸出品目団体の取組の促進
- ③輸出相手国における販路拡大支援（輸出支援プラットフォーム等）
- ④知的財産の保護
- ⑤輸出条件の協議（動植物検疫等）

等

○我が国の輸出施策の例

品目団体の組織化及びその取組の強化

＜認定団体の体制イメージ＞

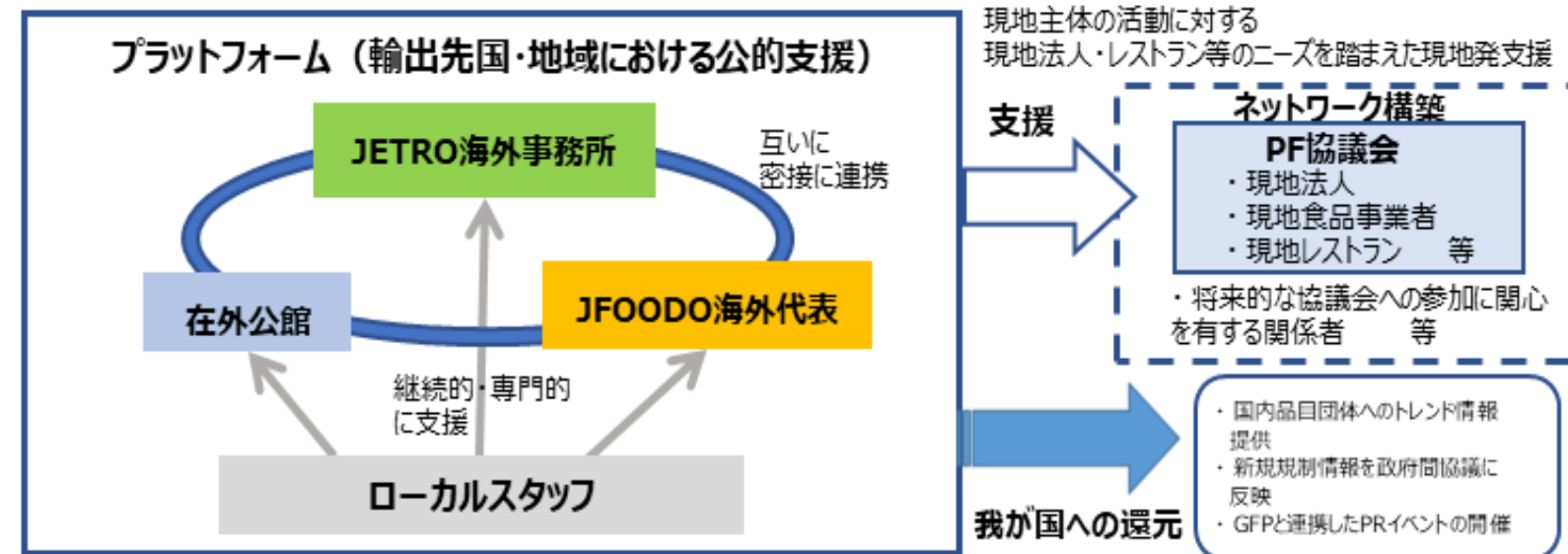


政府
・法律による認定
・活動支援

JETRO FAMIC
助言・援助・協力

※構成員・・・直接の会員に加え、会員になっている団体の会員（孫会員）を含むことも団体の判断により可能。

輸出先国・地域における支援体制の強化



農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

- 政府の輸出額目標（2025年までに2兆円、2030年までに5兆円）達成には、**成長する海外市場で稼ぐ方向への転換**が必要。本戦略は農林水産事業者の利益拡大と輸出拡大を実現するために策定
（令和2年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和5年12月最終改訂）
- 輸出拡大には、**海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産販売**する体制（プロダクトアウトからマーケットインへの転換）が必要
- 本戦略では、**3つの基本的考え方**に基づいて政策を立案

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- 海外で評価される日本の強みがある**輸出重点品目**（現在**29品目**）を選定し、**各品目でターゲット国・地域と輸出目標を設定**
- 輸出重点品目についてオールジャパンによる輸出促進活動を行う**認定品目団体の取組の強化**
- 輸出先国・地域に**輸出支援プラットフォーム**を設置し、現地で輸出事業者を専門的・継続的に支援

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- リスクを取って輸出に取り組む**事業者の投資への支援**（公庫融資、税制特例等）
- **マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開**
- **地域ぐるみの生産・流通の転換による輸出産地の形成を支援**するとともに、「**フラッグシップ輸出産地**」を選定し支援
- **輸出人材の育成・確保**
- 輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の**海外展開の支援**

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- 輸出先国・地域における**輸入規制の撤廃・緩和に向けて政府一体となった協議を実施**
- 輸出加速を支えるため、**輸出証明書発行や施設認定など輸出先国・地域の規制への対応**について、政府一体となって体制整備
- 我が国の強みである、優れた品種や技術、特有の食文化等の**知的財産を守り「稼ぎ」に変えるための知的財産対策の強化**

食料の価格形成

○第23条 食料の持続的な供給に要する費用の考慮（新設）

- ①食料システムの関係者の理解の増進
- ②合理的な費用の明確化の促進

等

○合理的な価格形成に向けた食料システムの構築

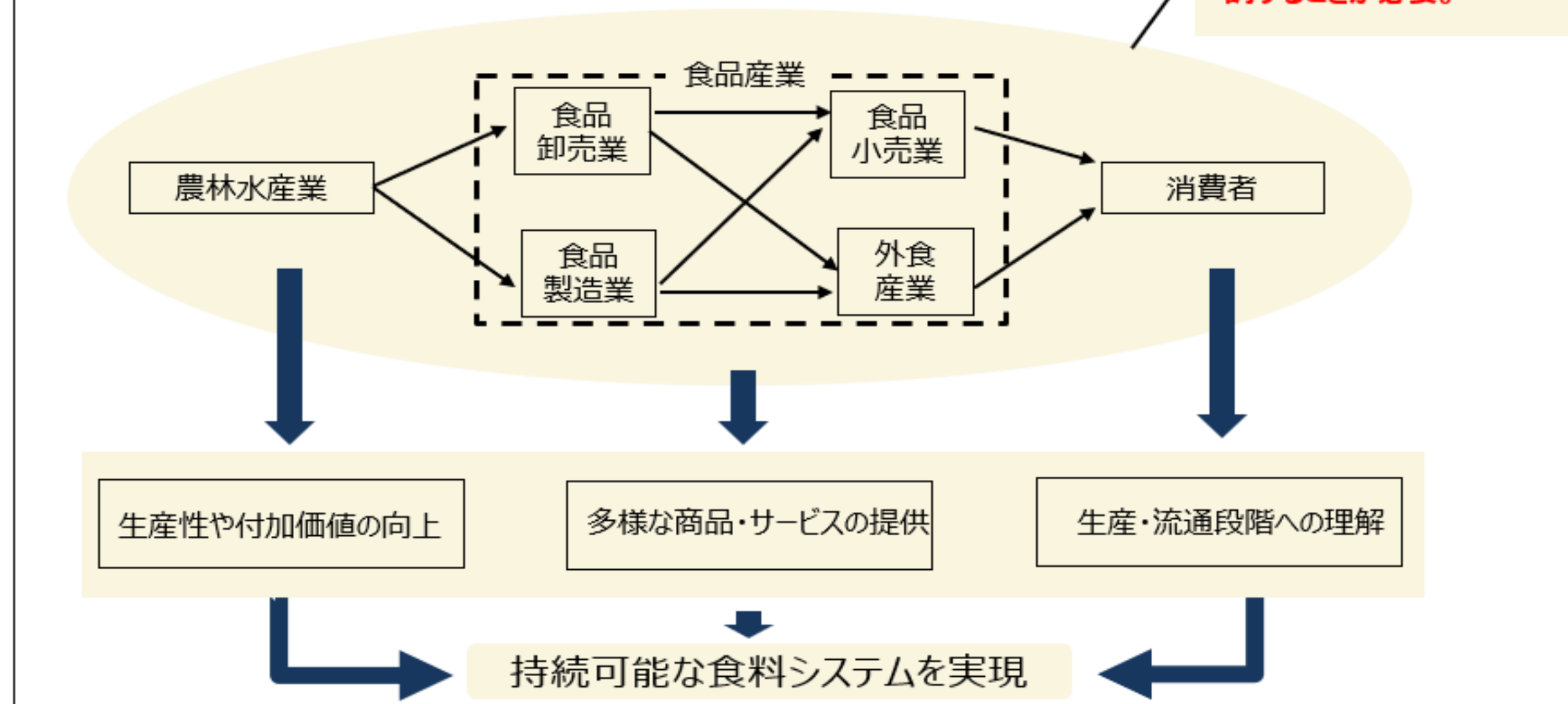
「適正な価格形成に関する協議会」を開催し、消費者も含めた関係者の理解を図り、食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討。

【協議会の目的】

生産から消費までの各段階の関係者が一堂に集まり、適正な価格形成の在り方を協議。

【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、食料システムの持続性を確保するために、協調することが必要。



不測時の対応

○第24条 不測時における措置（拡充）

①関係行政機関相互間の連携の強化（政府対策本部の設置）

②備蓄食料の供給、食料の輸入拡大

等

○食料供給困難事態対策法

- ・民間を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握
- ・民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化
- ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等

事態の段階

政府の体制

主な措置

【平時】

平時や困難兆候、困難事態における対策の基本的な考え方（基本方針）を閣議決定

<国内外の情報収集>

- 国内外の食料需給に関する状況の調査
- 特に、特定食料に係る民間の在庫等に関する調査

【食料供給困難兆候】

- 異常気象や動植物疾病の発生・まん延等により、特定食料の供給が大幅に不足、又はそのおそれ
- 供給確保のための措置を講じなければ、食料供給困難事態の発生を防止できなくなる事態（特定食料：米、小麦、大豆など国民生活・国民経済上重要な食料）

【政府対策本部】

- ・農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・総理と全閣僚により構成

○ 実施方針の策定

政府本部の下で、事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う必要な対策の方針を決定

<民間の自主的な供給確保の取組を要請>

※対象は特定食料・特定資材

- 出荷・販売の調整（売惜しみ防止・仕向け先調整等の計画的出荷・販売）
- 輸入の促進
- 生産・製造の促進

要請

【食料供給困難事態】

- 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い
- 国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が発生（目安となる基準（想定）：供給量が平時の2割以上減、買占めや価格高騰等が発生）

<本部による公示>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

<供給量の正確な把握、供給確保のための指示>

- 出荷・販売の調整
- 輸入の促進
- 生産・製造の促進

計画作成指示

⇒ 事業者は計画を作成・届出（これらの措置でも供給確保できない場合）

- 計画変更の指示
- ⇒ 事業者は計画を変更し、計画に沿った事業を実施

- 国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれ

（目安となる基準（想定）：1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取熱量である1,900kcalを下回る（おそれ））

<本部による公示>

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

<熱量を重視した食料の生産・配分>

- 生産転換の要請・指示
- 割当て・配給の実施（国民生活安定緊急措置法）

要請を基本

要請等に応じる事業者に対する財政上の措置

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念として位置付け
- ・多面的機能は環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならない旨を位置付け

25年間で明らかになった課題

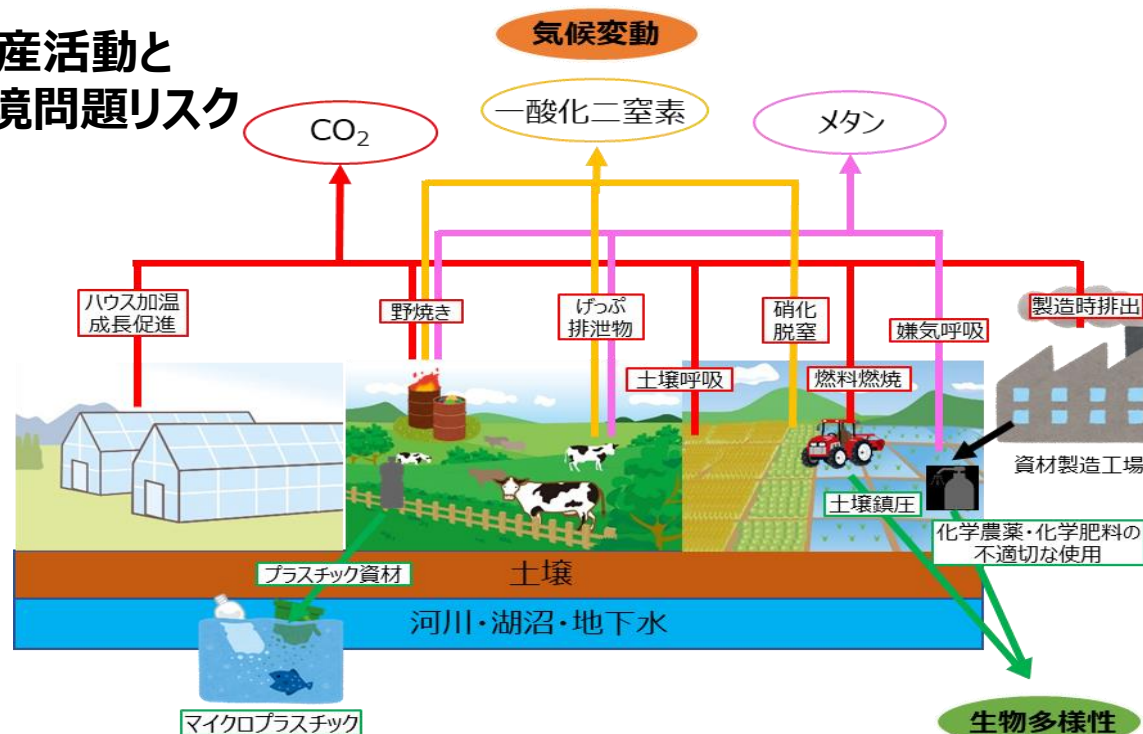
<環境問題への対応>

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、**気候変動や生物多様性への影響が懸念**
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、**環境負荷低減への取組が国際的にも必要**

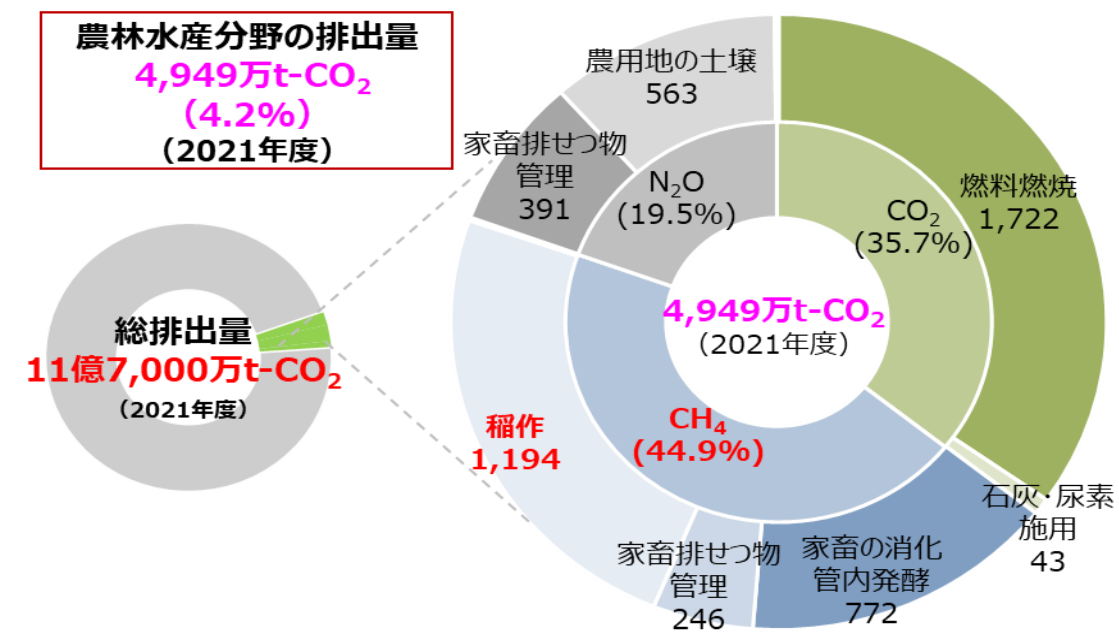
改正後の基本理念

- ・食料システムについては、**食料供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならないことを明記（第3条）**
- ・農業が行われることにより生ずるプラスの機能である**多面的機能**については、**環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないことを明記（第4条）**
- ・農業生産活動における**環境負荷低減が図られることにより農業の持続的な発展が図られなければならない旨を明記（第5条）**
※環境負荷低減のほか、生産性向上・付加価値向上についても明記（後述）

○農業生産活動と地球環境問題リスク



○日本の農林水産分野のGHG排出量



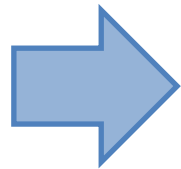
改正のポイント③：人口減少下における農業生産の方向性を明確化

- ・人口の減少に伴う**農業者の減少等が生ずる状況においても、（食料安全保障の確保の前提となる）食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記**
- ・農業生産の方向性として、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」を位置付け

25年間で明らかになった課題

<農業者の急速な減少>

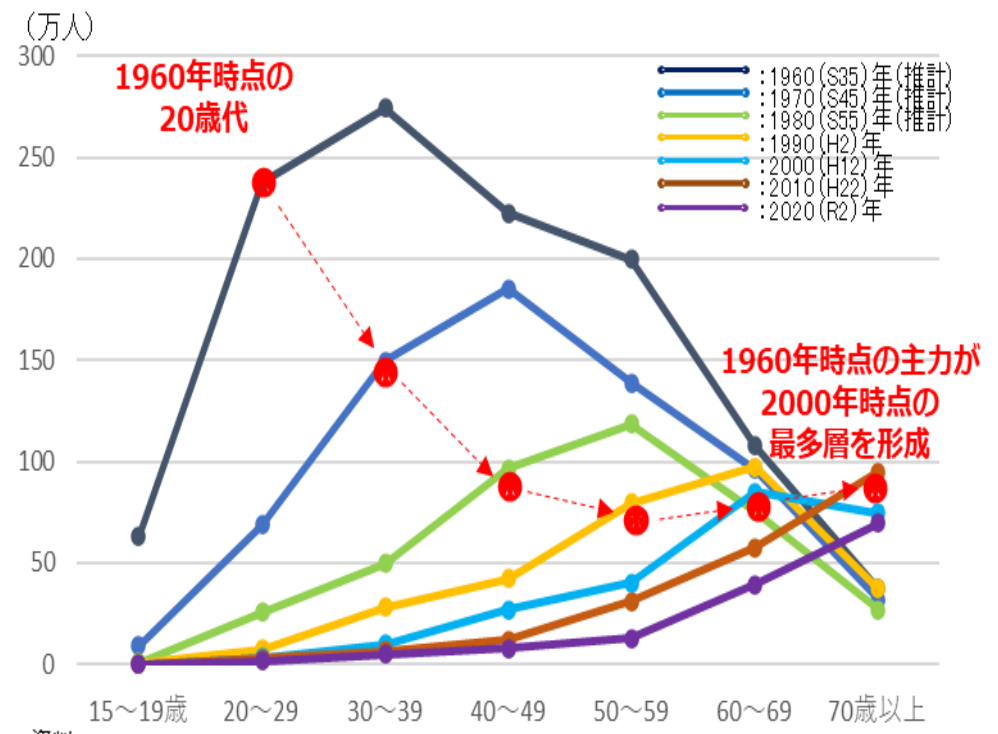
- ・国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、60歳以上が大半を占める**農業者（個人経営体）の減少は不可避**



改正後の基本理念

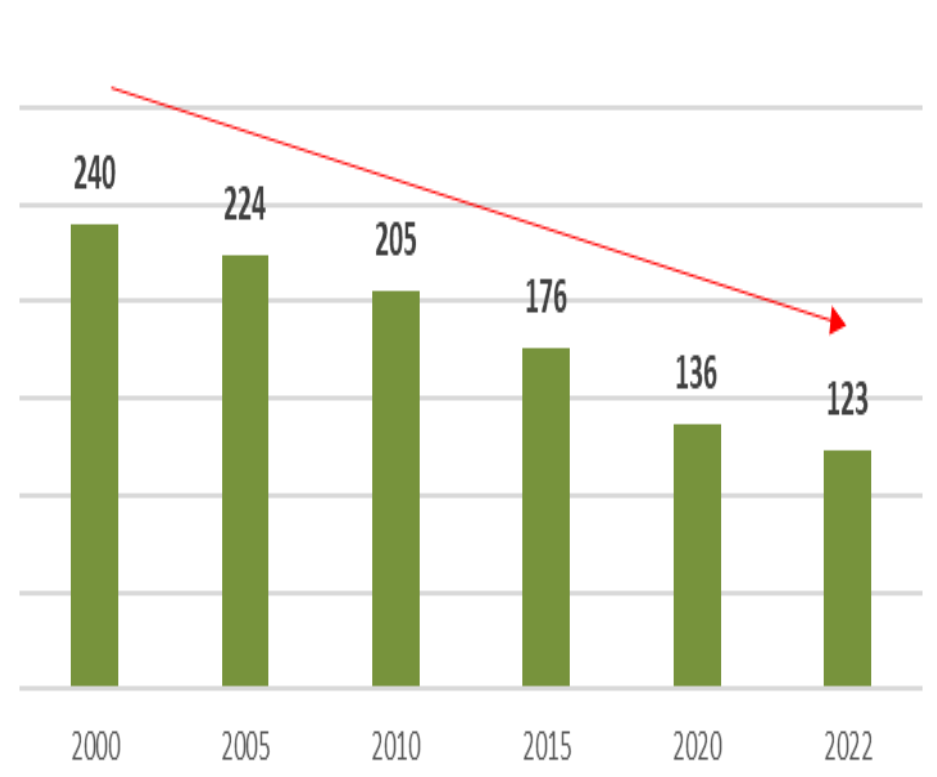
- ・人口の減少に伴う**農業者の減少等が生ずる状況においても、（食料安全保障の確保の前提となる）食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記（第5条）**

○基幹的農業従事者の年齢階層の推移



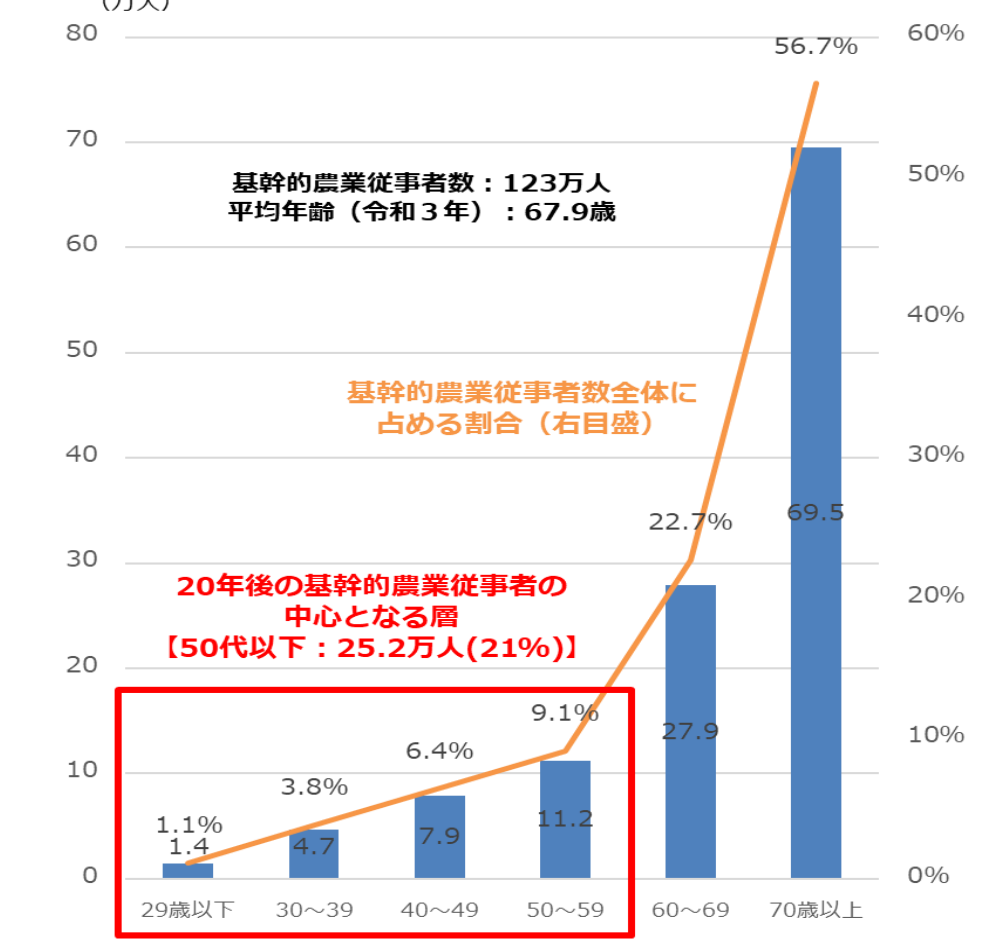
資料：
・農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。
・基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
・昭和35年は農業就業者数（国勢調査）の年齢構成から推計。
また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率（年齢階層別）から推計。
・平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

○基幹的農業従事者数の推移



資料：
・農林水産省「農林業センサス」（2022年のみ「農業構造動態調査」であり第一報）。
・基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
・2010年までの数値は販売農家であり、2015年以降は個人経営体の数値であることに留意。

○基幹的農業従事者数の年齢構成（2022年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2021年、2022年）
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

改正のポイント③：人口減少下における農業生産の方向性を明確化

- ・人口の減少に伴う**農業者の減少等が生ずる状況においても**、（食料安全保障の確保の前提となる）**食料の供給機能や多面的機能が発揮**され、**農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記**
- ・農業生産の方向性として、「**生産性の向上**」「**付加価値の向上**」「**環境負荷低減**」を位置付け

25年間で明らかになった課題

<少ない人数による安定的な食料供給の確保>

- ・農業者減少が不可避となる中、
少ない人数でも安定的に食料供給を確保していく必要
- ・そのためには、スマート農業技術や新品種の開発による
生産性向上、知的財産の保護・活用等の**付加価値向上**
等、農業者の**収益性向上に資する取組**が重要であり、
施策の方向性としてこうした取組を更に後押ししていく必要

<環境問題への対応>【再掲】

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、
温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、
気候変動や生物多様性への影響が懸念
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、
環境負荷低減への取組が国際的にも必要

改正後の基本理念

- ・**農業生産の方向性として**、
「**生産性の向上**」（スマート農業の促進や新品種の開発など）
「**付加価値の向上**」（知的財産の確保・活用など）
「**環境への負荷の低減**」が図られることを位置付け（第5条）

○知的財産の保護・活用（地理的表示保護制度(GI)）



飛騨牛(岐阜県)



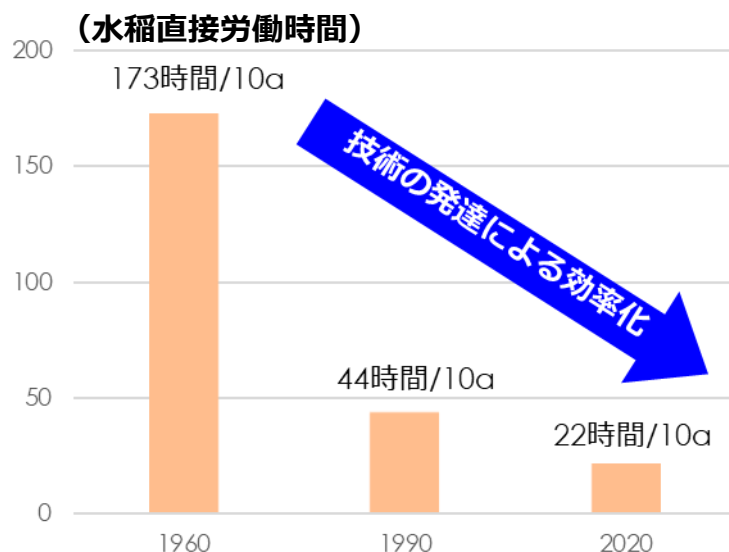
徳島すだち(徳島県)

その地域ならではの要因で育まれてきた品質、
社会的評価などの特性を有する製品の名称を、
地域の知的財産として保護する制度。



- ・GIマークはGI製品に使用可能。
主要な輸出先国等においてGIマークの
商標登録出願中。
- ・輸出先国等で我が国の真正な特産品で
あることを明示し、差別化
- ・真の日本の特産品の海外展開に寄与し、
農林水産物・食品等の輸出促進にも
つながるものと期待。

○スマート農業の導入による効率化



機械で収穫するときに
傷つく数を減らすことが可能に
機械での収穫に適した品種



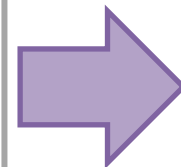
耕耘機 (1960年代) → トラクター (1980年代) → 無人トラクター

- ・「農村の振興」の方向性として「地域社会の維持」を位置付け

25年間で明らかになった課題

<農村人口の減少>

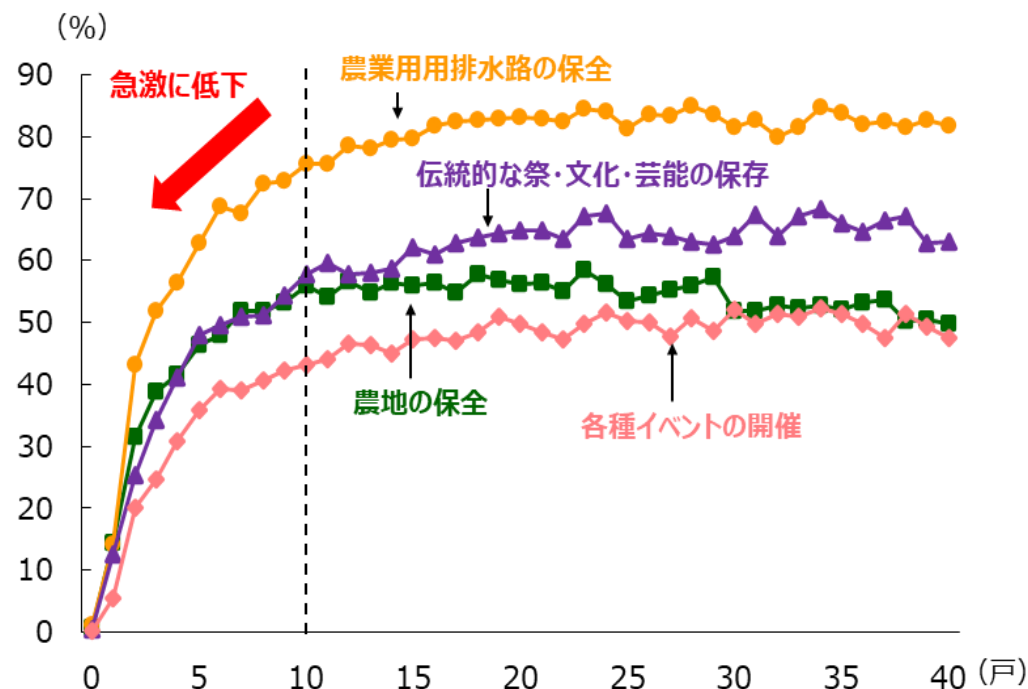
- ・国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、**農村人口の減少が不可避**
- ・これにより、**地域の共同活動として行っていた農業用排水施設の管理**などに悪影響
- ・このため、従来から農村で暮らしている方々に加え、定住・移住や仕事の関係などを通じて**農村に関わりのある人を増やすことが必要**



改正後の基本理念

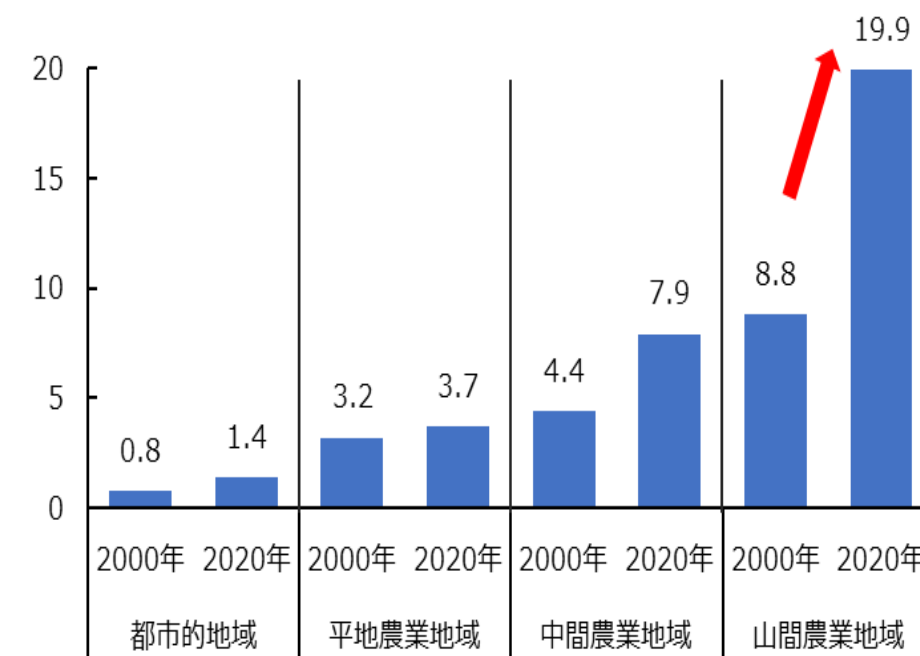
- ・**農村の振興の目的**として、農村の人口の減少等の情勢の変化が生ずる状況においても、**地域社会が維持されることを明記（第6条）**
- ※農村の総合的な振興に関する施策の基本的な考え方として、**農業生産基盤の整備・保全、農村との関わりを持つ者の増加に資する産業の振興**を明記（第43条）

○集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

○総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

○人口減少下での施設管理（イメージ）



水路の管路化

自動給水栓

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

